

・・・働きたい、仕事上で困っていることがある人へ・・・

発達障害者の就労を支えるために

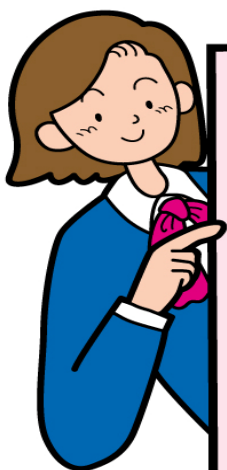
発達障害について

発達障害者支援法では、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象としました。

発達障害は生まれつきの脳機能のアンバランスです。早期発見と、障害の特性に添った地域や学校等での支援が必要になります。就労に関してはご本人が自分の障害特性を正しく理解し生活しているか、どんな職業生活を望んでいるかが大切になります。他の障害のある方と同様に、職場の方々の障害に対する理解と、その能力と適性に応じた職場への配置など働きやすい職場環境を用意することで、その能力を十分に発揮して就労することが可能となります。

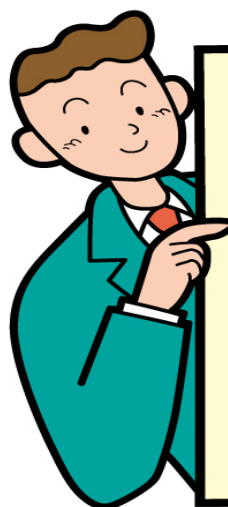
こうした取り組みが、だれもが働きやすい職場環境の実現につながります。

就労には「一般就労」と「障害者就労」があります。「どちらが良い」という考えでなく、支援者がそれぞれのメリット、デメリットを理解し、本人にわかる方法で説明し、本人や家族の意思を尊重、確認しながら進める必要があります。



一般就労・・・

ハローワーク・求職情報誌や広告等で求人を募集した会社に就職し、一定の給料がもらえます。



障害者就労・・・

障害者として働くことです。障害をオープンにすることで 仕事内容や環境面で障害への配慮を得やすくなります。給料は一般就労の雇用に比べると、低く設定されることが多いようです。

長野県自閉症・発達障害支援センター

(長野県精神保健福祉センター)

☆適した職業に就くために必要なこと…

就労準備性を身につけよう！

① 服薬管理、通院、健康管理、障害の理解等

- ・**健康管理** …体調不良時の早めの気づき、休みの申し出、通院、服薬管理。
- ・**障害の理解** …自分の障害や症状の正しい理解。

② 金銭財産管理、規則正しい生活、就床起床、食事、衛生管理等

- ・**金銭財産管理** …決められた生活費の中での計画的な生活。
- ・**規則正しい生活** …食事や睡眠、趣味や適度な運動。

③ 身だしなみ、会話、意思表示、環境変化適応等

- ・**身だしなみ** …場に合った服装、髪や爪、ひげそり等身体面での清潔保持。
- ・**会話** …自分の意思を正確に伝え、相手の話を聞く姿勢。
- ・**環境の変化** …仕事内容の変化への臨機応変な対応。

④ ビジネスマナー、職場のルール、出勤状況、報告、連絡、相談、欠勤の連絡、指示に従える、安全管理等

- ・**ビジネスマナー** …仕事をする上での身だしなみ、言葉づかい、挨拶、電話対応、来客対応、欠勤の連絡や相談。
- ・**職場のルール** …様々なルールの中での報告や連絡方法等、会社独自のルールを理解し、指示を素直に受け止める姿勢。

山の頂上に近づくほど、
就労可能性が高まります

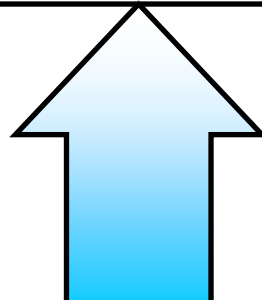


就労準備性ピラミッド

高齢・障害者雇用支援機構より

⑤ 業務処理能力、作業速度、持続力、正確性等

- ・作業の正確さ、仕事に対する意欲。



☆周りに理解してもらおう 発達障害の特性にあわせた職場の工夫



すべきこと・仕事の優先順位

その日の仕事の予定を掲示する。シートなどに順番を記入し、終わったら上司や仲間にチェックしてもらう。

指示の工夫

一度に多くを指示しない。順を追って指示する。このとき、絵、図、一覧表などを利用すると分かりやすい。具体的に指示してもらう。

職場環境

書類、道具などの場所を統一したり、作業の流れをそろえておく。

スケジュール

仕事に慣れるにしたがって、仕事のパターンを増やし、対応できるようにしていく。あらかじめ、仕事の見通しが分かっていることが大切。

職場で分からないことや困った時は、誰に相談すればいいのか教えてもらいましょう。

☆手帳について 手帳を取得することで障害者就労ができます。

種別	対象	区分(等級)	必要書類
精神障害者保健福祉手帳	精神障害 発達障害の方も取得可能です	1級、2級、3級	申請書、顔写真、医師の診断書等
療育手帳	知的障害	A (A1、A2) B (B1、B2)	申請書、顔写真
身体障害者手帳	身体障害	1級～6級	申請書、顔写真、医師の診断書

※問合せ先・申請先：市町村の福祉関係窓口

手帳を取得して就労する場合のメリット…障害者雇用の対象となります。

- ・**ハローワーク専門援助部門における相談**…障害者のための就職活動の総合窓口です。
- ・**職場適応訓練**…障害者の能力に適した職場において、1年以内の訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらう制度です。
- ・**トライアル雇用**…事業主が原則3ヶ月間雇用し、その間業務遂行や職場適応の能力を見極め雇用の機会を掴む試行的雇用です。トライアル活用後の雇用は前提とはしません。
- ・**雇用保険失業給付の期間延長**…障害者雇用において失業給付を受給する場合、一般雇用よりも期間が長く受けられます。

手帳を持っていなくても…障害者雇用促進法上の「障害者」として支援を受けられる制度があります。主治医の診断書提出で支援が受けられる場合もあります。

障害者雇用促進法では従業員が56人以上の企業は障害者を1.8パーセント雇用することが義務づけられています。原則として手帳を所有する人です。

☆相談先一覧

「就労について相談したいのですが」と聞いてください



○公共職業安定所(ハローワーク)

・窓口にて職業相談・職業紹介、雇用保険給付等行っており、仕事を探している人に対してさまざまな工夫をしています。県内14ヶ所にあります。最寄りのハローワークにお尋ねください。

○障害者職業センター

・地域のハローワーク等と連携しながら、障害者の職業的自立のために広く事業主一般、障害者、関係機関の方々を対象に職業リハビリテーションや雇用管理に関するサービスを提供しています。

機関名	電話	住所
長野障害者職業センター	026-227-9774	長野市中御所2-2-4

○障害者就業・生活支援センター

- ・10圏域にセンターがあり、関係機関と連携して地域に根ざした支援をします。
- ・障害がある方が地域で安心して生活ができるように就業に関する支援員が、面接、電話、訪問により相談支援を行います。

圏域	機関名	電話	所在地
佐久圏域	障害者就業・生活支援センター佐久	0267-64-6644	佐久市
上小圏域	障害者就業・生活支援センター「シェイク」	0268-28-5522	上田市
諏訪圏域	障害者就業・生活支援センター	0266-54-7013	諏訪市
上伊那圏域	障害者就業・生活支援センター「きらりあ」	0265-74-5627	伊那市
飯伊圏域	障害者就業・生活支援センター「ほっと すまいる」	0265-24-3182	飯田市
木曽圏域	障害者就業・生活支援センター「ともに」	0264-52-2494	上松町
松本圏域	障害者就業・生活支援センター「あるぷ」	0263-73-4664	安曇野市
大北圏域	障害者就業・生活支援センター「スクラム・ネット」	0261-26-3855	大町市
長野圏域	障害者就業・生活支援センター「ウィズ」	026-214-3737	長野市
北信圏域	障害者就業・生活支援センター	0269-62-1344	飯山市

○自閉症・発達障害支援センター(発達障害者支援センター)

・就労したい気持ちがある。求職活動の仕方が分からない、どこへ行けば仕事がみつけれられるかわからない、仲間や上司との関わり方が分からない等について、本人への助言や既存の就労支援機関等と連携しながら、障害の特性を理解してもらうための啓発活動を行っています。

機関名	電話	住所
長野県自閉症・発達障害支援センター	026-227-1810	長野市若里7-1-7 (長野県精神保健福祉センター内)

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/xeisei/withyou/> もご覧ください。

※平成22年3月からURLが上記の通り変わります。

お問い合わせ先 長野県精神保健福祉センター 026-227-1810